



学校生活における
事故防止の留意点

Ⅳ 学校生活における事故防止の留意点

1 小学校における事故防止の留意点

島根県出雲市立檜山小学校

校長 木次 勝義

1 小学校における障害・死亡事故

平成19年度に給付した学校管理下における障害・死亡事故は160件であった。最近4年間はほぼ同数であり、一層の事故防止対策が望まれる。これを場合別に見ると図1のとおりである。小学校の管理下における障害事故は、休憩時間が全体の51.0%をしめており、次に教科等の20.7%、特別活動（学校行事含む）の16.6%と続いている。図2でも分かるように、小学校の障害事故は、休憩時間に圧倒的に多く発生していることが特徴である。この時間帯は、児童が校舎内外を自由に移動し、様々な場所で自由に過ごしているが、教職員の管理が十分に行き届かない。また、小学校の時期は好奇心が旺盛で活発に動き回るが、安全に対する認識や危険予測能力などは十分に育っていないため、事故が発生しやすいと思われる。各学校ともこの事を十分に認識し、この時間帯の事故防止対策の一層の強化を図る必要がある。

なお、死亡事故で見ると、通学中が死亡事故全体の53.3%、教科等が26.7%、休憩時間が20.0%となっている。このように死亡事故の半数は通学中に発生している。この時間帯は、教職員が児童を直接管理出来にくい時間帯であり、保護者・地域住民・関係団体等と連携を図った安全対策の一層の充実を図る必要がある。

図1 小学校における場合別の障害・死亡事故の発生率

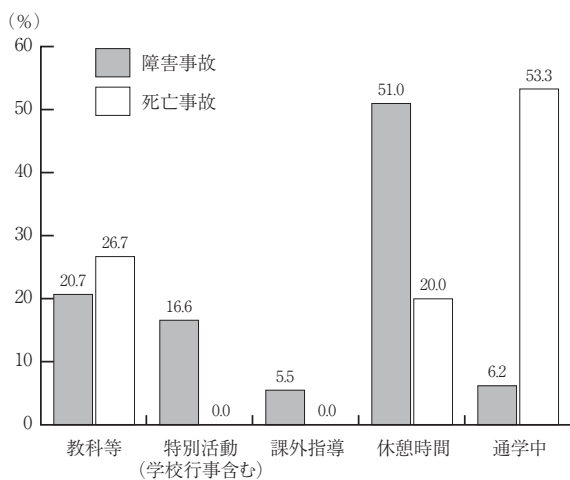
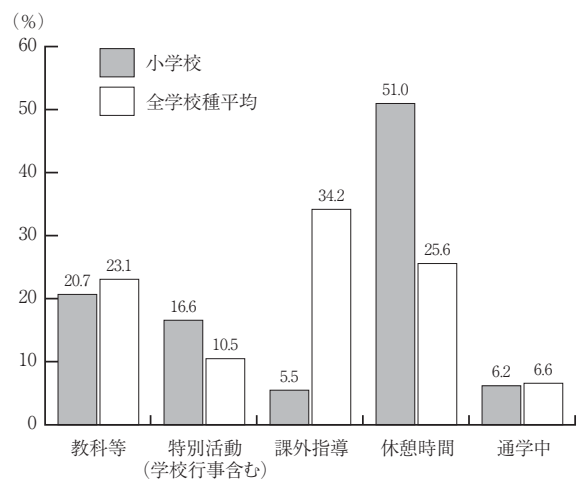


図2 小学校と全学校種平均における場合別の障害事故の発生率



2 休憩時間における事故防止

表1 休憩時における場合別発生状況

場 合	障害	死亡
危険な行為中など	21	
移動中など	18	
遊具・体育器具等での遊び中	14	
鬼ごっこ・かくれんぼ遊び中など	5	
からかい・暴力中など	5	
その他	11	3
合 計	74	3

表2 休憩時における主な発生原因等

主な発生原因等	障害	死亡
落下した	17	1
転倒した	17	
人・物にぶつかった	14	
物等が当たった	11	
強いストレス	3	
やけど	2	
その他	10	2
合 計	74	3

休憩時間における障害・死亡事故の場合別発生状況は表1のとおりである。これを見ると、「危険な行為中などにおける事故」「移動中などにおける事故」、「遊具・体育器具等での遊び中における事故」の3つの場面での事故発生が、大変多くなっている。従って、小学校における事故防止対策は、この3つの場面に特に重点的に取り組む必要がある。また、表2の事故が発生する主な原因等を見ると、「落下した」「転倒した」「人・物にぶつかった」「物等が当たった」の4つの主な発生原因による事故が多くなっている。休憩時間における事故防止を図るためには、この時間の児童の活動を十分に観察し、このような発生原因につながる児童の言動や施設・設備の問題点等を明らかにし、それを取り除く対策を立てることが大切である。なお、学年別発生件数に大きな違いはないが、事故防止対策を立てるに当たっては、各学年の実態や発達段階についても十分に留意する必要がある。

休憩時間には、「危険な行為中などにおける事故」が21件と最も多く発生している。平成19年度には、以下のような事例があった。

《 障害事故 》

19障-98	小6年・男	視力・眼球運動障害	休憩時間中
友人が投げた筆箱が他の児童の肩に当たり消しゴムが飛び出した際、本児童の左眼に当たり負傷した。			
19障-113	小3年・女	歯牙傷害	昼食時休憩時間中
2階の階段の途中で身を乗り出すような姿勢をしていたところ、バランスを崩して1階の下段まで落ちた。			

この事例のような行為等は、事故発生の可能性が極めて高い。しかし、多くの児童は、その危険性について十分に実感していない。学級活動等の時間に、危険な行為等について、事例を取り上げ、どのような事故が予想されるか考えさせるなど、危険な行為等は事故発生の可能性が高いことを十分に認識させる必要がある。また、学級担任等が定期的に巡回し、児童が危険な行為等を行っていないかどうか把握することも大切である。なお、危険な行為等を見た場合、その場で個別指導を行うことは言うまでもない。

一方で、児童は危険な行為を行う可能性があることを前提にした安全点検を実施し、必要に応じて、立ち入りを規制したり、表示等で注意を促したり、施設設備等の改善を図ったりする

ことも大切であろう。窓の近くに踏み台になるような物を置かないなどの安全対策は言うまでもない。

なお、休憩時間の事故を防止するためには、全教職員が危機意識を持ち、危険な行為を見逃さない意識を持つとともに、危険予測能力を備えていることが重要である。

昨年度同様に休憩時間に意外と多いのが「移動中などの事故」であり、18件発生している。平成19年度には、以下のような事例があった。

《 障害事故 》

19障-81	小3年・女	外貌・露出部分の醜状障害	休憩時間中
他の児童と走ってトイレに入ろうとしたところ、二人でぶつかり、その反動でトイレ入り口の壁の角に額及び頭部を打ち、負傷した。			

この事例のように、加害者・被害者等のいずれかが廊下を走っていたときの事故が14件と、廊下等の移動中の事故の約78%を占めている。廊下等を走ることが、転倒や衝突などにつながっている。廊下等を走る危険性について、具体的な事例をとおした学級活動等での指導はもちろんであるが、児童会等で取り上げ、自分たちの課題として取り組ませるとより効果的である。小学校では廊下などでコマ回しや縄跳びなどで遊んでいるのを見かけることがある。廊下での遊びについては、その危険性についても十分に指導しておく必要がある。なお、教室の出入り口付近での衝突も目立っていた。出入口の危険性についても十分に指導しておく必要がある。また、衝突の反動で雨具かけや柱に強打したという事例があった。廊下等多くの児童が行き交う場所の安全点検に当たっては、事故につながるような物が置いてないかどうかや、事故につながる危険な突起物などがないかどうかという観点からもチェックしておく必要がある。

次に多く発生しているのは、「遊具・体育器具等での遊び中」である。平成19年度には以下のような事例があった。

《 障害事故 》

19障-91	小5年・男	歯牙傷害	休憩時間中
すべり台で上からうつぶせになって滑り降りたとき、下から男子児童が手すりを持って登ってきたために途中でぶつかり合った。驚いて起き上がろうとしたがバランスを崩し顔面をすべり台に打ちつけた。			

この事例のように、遊具・体育器具等の正しい使い方をしなかったために発生した事故が5件発生している。日ごろから遊具・体育器具等の正しい使い方について理解させておくとともに、学級活動等の時間に、事例をとおしながら誤った使い方は事故が発生する可能性が高いことを十分に認識させる必要がある。なお、遊具等の正しい使い方などについて表示しておくことも大切である。また、事故を防止するためには、教職員の巡視等により、児童の様子を把握し、事故が懸念される場合は、その場で直接指導を行ったり、遊具等の使い方を見直したりする必要もある。

また、「鉄棒で補助具のベルトが突然に切れたために落下した」という事故があった。施設・設備等の瑕疵は重大事故につながる。定期的に点検し、安全を確認する必要がある。なお、

児童の服装が、遊具等で遊ぶのにふさわしい服装かどうかチェックする必要もある。

この他にも、「鬼ごっこ・かくれんぼ遊び中等」に5件の事故が発生している。3階図書室でかくれんぼをしているとき、窓のカーテン裏に隠れようとした際、足を踏み外し転落した事例があった。休憩時間における事故発生の主な原因で、最も多いのが「落下」である。高いところからの落下は、重大事故につながる。校内安全マップ等の作成などとおし、校内の危険箇所について十分に理解させるとともに、児童会を中心に「鬼ごっこ・かくれんぼ等の遊び」が安全にできる場所について、話し合わせることも効果的であろう。

発生件数は少なかったが、「からかい・暴力中など」にも事故が発生している。児童の頭を抱えて足蹴りをしたケースがあった。自分の暴力的な行為などが、相手に大きな被害を及ぼすことへの認識が低いと思われる。暴力的な行為などについて注意するだけでなく、重大事故につながる危険性が極めて高いことを、具体的な事例をとおしながらじっくり考えさせるなど、きめ細かな指導が必要であろう。なお、生徒指導等と密接な連携を図りながら心の安定や望ましい人間関係の育成を図ることも大切である。また、刃物・薬品等の危険物の安全管理の徹底を図り、容易に危険物を持ち出すことが出来ないようにしておくことは言うまでもない。

その他の事故は、11件であった。平成19年度には、以下のような事例があった。

《 障害事故 》

19障-99	小6年・男	精神・神経障害	休憩時間中
男が教室内に侵入し、児童及び教官を次々に刺す事件が発生した際、その凶行をすぐ傍らで目撃する。			

この事例は、安全であるはずの学校に不審者が侵入し、児童・教員を刺すという凶悪な事件であった。不審者等の早期発見に努めるとともに、不審者が校内に侵入した場合に緊急対応ができる組織を構築し、訓練等とおして機能できるようにしておく必要がある。また、防犯マップの作成や防犯教室・防犯避難訓練などとおして、児童の防犯能力の育成を図ることも大切である。心のケア体制の整備は言うまでもない。

この他にも、「卒業記念碑の下で遊んでいた際、卒業年度が書かれた石が落下してきて、右手首を負傷した」、「校庭の土手にあった植木の根につまずいた」などの事故が発生している。安全点検を実施するに当たっては、このような事故につながる可能性のある箇所についてもチェックする必要がある。

3 教科等における事故防止

表3 教科等における場合別発生状況

場 合	障害	死亡
体育的活動中	13	3
からかい・遊び中等	5	
実験・実習的活動中	4	
移動中	4	
音楽的活動中	2	
その他	2	1
合 計	30	4

表4 教科等における主な発生原因等

主な発生原因等	障害	死亡
物等が当たった	8	
人・物等に強打した	8	
転倒した	6	
落下した	3	
突然死亡した		3
その他	5	1
合 計	30	4

教科等における障害・死亡事故の場合別発生状況は表3のとおりである。これを見ると、体育的活動中が、教科等における事故の半数ちかくを占めている。ほとんどが体育の時間に発生しており、体育の時間における安全対策は一層徹底させる必要がある。また、教科等の学習活動ではなく、鬼ごっこ・中庭を走る・言い争いなどの「からかい・遊び中」の事故が5件発生しており、生徒指導等とも連携を取りながら生活指導の徹底を図る必要がある。また、実験・実習時に4件の事故が発生している。この時間は用器具や薬品・火などを使うことが多い。事故を予測し、事前に十分に安全対策を立てた上で実施する必要がある。この他、活動場所に移動中等の場合に4件の事故が発生している。いずれの場合も教師が現場にいないと思われる事例であり、移動時の危険を予測した安全指導を事前に十分に行っておく必要がある。表4を見ると、主な発生原因の中でも、「物等が当たった」「人・物等に強打した」「転倒した」の3つは大変多くなっている。これらの事に十分に配慮した学習内容や場の設定等を工夫する必要がある。また、死亡事故は4件中の3件が突然死であった。事前に児童の既往症や持病等について十分に把握しておくとともに、学習活動中や事後の健康状態の把握にも万全を期す必要がある。緊急事態が発生した際の緊急対応体制の構築やAED等の救命器具などの整備は言うまでもない。

体育的活動時の事故は16件発生しており、平成19年度は以下のような事例があった。

《 障害事故 》

19障-13	小5年・女	外貌・露出部分の醜状障害	保健体育
ソフトボールの試合で打者が打った後にバットが手から離れて飛び、そのバットが近くに立っていた本児童の顔面に当たり負傷した。			

この事例のように、用器具等を使用する学習においては、むやみに振り回したり投げたりしないことはもちろんであるが、用器具が飛んだり振り回したりしても当たらないように、児童がいる場所にも注意する必要がある。事前にこのような点についての安全指導を行ってから活動に入る必要がある。なお、指導者は、児童の活動状況などを常に把握し、危険なプレーなど事故が予測される場合には、直ちにその場で指導する必要がある。

この他、「相手が投げたボールを受けそこねたために負傷した」、「鉄棒の練習中に勢いが余って手が離れ落下した」などの事例があった。児童の技能に応じた学習内容や場の設定にも十分に配慮する必要がある。なお、活動場所に不要な物を置かないことや用器具等の安全点検と

整備は言うまでもない。

また、「理科の実験中にビーカーが倒れ、お湯がかかった」という事例があった。実験・実習中の事故防止を図るには、実験・実習の正しい手順や用器具を正しく使うことが基本であり、事前に十分な指導を行ってから活動に入ることは言うまでもない。なお、教師は、活動中も常に事故につながる児童の動きなどに注視する必要がある。

《 死亡事故 》

19死-2	小5年・男	溺 死	保健体育
低学年プールで泳力検定の練習をしていたところ、溺れているのを担任が発見し、直ちにプールサイドに引き上げ、気道確保した。自力呼吸をしていたが、意識不明であったため、病院に搬送した。病院で手当を受けたが、手当の甲斐なく死亡した。			

水泳学習は、死亡事故につながる危険性が高い。監視体制は充実し、常に全児童が、教職員等の十分な監視下に置かれた状態で学習活動を行うことは言うまでもない。児童にバディーを組ませるなど、児童もお互いにすぐ異変に気づくようにしておくことも大切であろう。また、学習内容は、児童の実態にあった無理なく活動できる内容であることも事故を防ぐのに大切である。なお、日ごろから児童の健康状態を把握しておくとともに、学習前や学習中などの健康状態の把握には万全を期す必要がある。

4 特別活動における事故防止（学校行事含む）

表5 特別活動における場合別発生状況

場 合		障害	死亡
学級活動	清掃	7	
	給食	5	
	集会の活動等	3	
	その他	2	
学校行事		4	
クラブ活動		2	
その他		1	
合 計		24	0

表6 特別活動における主な発生原因等

主な発生原因等	障害	死亡
物等が当たった	7	
人・物等に強打した	7	
転倒した	4	
暴力を受けた	2	
その他	4	
合 計	24	0

特別活動における障害・死亡事故の場合別発生状況は表5のとおりである。学級活動の時間における事故が17件と、特別活動における事故の約71%を占めている。このうち清掃活動中の事故が7件と最も多くなっており、清掃時の事故防止対策には、特に力を入れる必要がある。また、給食の時間に5件の事故が発生している。給食に関しては、これまでに、0-157等による死亡事故や食物をのどに詰ませたことによる死亡事故が発生しており、安全対策の徹底が望まれる。学校行事では4件の事故が発生し、その内3件は校外で実施された行事である。事前に現地に出向き、十分な安全点検を行い、必要に応じた安全対策を行っておくことが大切である。なお、当日の直接指導は言うまでもない。

また、表6の事故が発生する主な原因等を見ると、「物等が当たった」「人・物等に強打した」などが比較的多くなっている。活動時における児童の行動を十分に観察し、このような主な発

生原因につながる児童の言動や施設・設備の問題点等を明らかにし、それを取り除く対策を立てることも大切であろう。

清掃時には7件と特別活動の中では比較的多く発生している。平成19年度には以下のような事例があった。

《 障害事故 》

19障-39	小5年・男	視力・眼球運動障害	学級活動 清掃
<p>投てき板設置付近の運動場にプラスチック製玄関マットの一部が落ちていた。それを他の児童がゴミ集積場に捨てに行く途中で防球ネットにめがけて投げた。投てき板の後ろにいた本児童が突然出てきたため、右眼にマットの一部が直撃し負傷した。</p>			

この事例にあるように、清掃中に拾った物を投げたり、掃除用具を振り回したりする場面を見かけることがある。事前指導で事例を交えながら学年に応じて十分に指導し、何気ない行為に大きな危険性があることを認識させる必要がある。過去には窓から身を乗り出していたため転落し、死亡した事例があった。掃除の反省会等で、児童自身にこのような危険な行為をしなかったかどうか、ふり返らせることも効果的である。また、掃除中には設備・備品等を移動させることが多い。このような場合、低学年の児童は十分に体力が育っていないため事故に遭いやすい。設備・備品等を動かすときの注意点については、日頃から十分に指導しておく必要がある。なお、体力に応じたものを運ばせる、重い物は複数で運ばせるなど、きめ細かな指導が求められる。

給食では、5件中3件が給食準備中に「からかい・けんか」などをしているときに発生している。図書室でたたいたり蹴ったりしたという事例もあった。このような行為の危険性や配膳中の行動・マナー等について指導することはもちろんであるが、学級担任は給食準備中の児童の様子等を十分に把握し、必要に応じてその場で指導することが大切である。

この他にも、「遠足の自由行動中に、公園の斜面を駆け下りて転んだ際、側溝の縁に歯をぶつけた」という事例があった。遠足・集団宿泊訓練などを実施する場合は、事前に現地に出向き、安全確保の視点から実際に活動する場所やその周辺をチェックし、必要に応じて十分な安全対策を立てておくことが大切である。なお、出かける前に、予想される危険やその対処法などの安全指導はもとより、現地での活動開始前の安全指導も必要であろう。また、山野等で重大事故が発生した場合の救急体制を構築しておき、緊急事態発生に迅速・的確に対応できるようにしておくことも大切であろう。

5 通学中における事故防止

表7 通学中における場合別発生状況

場合1	場合2	障害	死亡
登校中	徒歩	2	4
	自転車		1
下校中	徒歩	7	3
	自転車		
合計		9	8

表8 通学中における主な発生原因等

主な発生原因等	障害	死亡
交通事故		7
転倒した	6	
暴力を受けた	2	
その他	1	1
合計	9	8

通学中における障害・死亡事故の場合別発生状況は表7のとおりで、昨年度とほぼ同数発生しており、一層の安全対策が望まれる。徒歩の場合がほとんどで、あらためて歩行中の安全確保について万全を期す必要がある。また、死亡事故が通学中における障害・死亡事故の47.1%とほぼ半数を占めている。死亡事故の主な発生原因等は交通事故であり、今後より一層の交通事故防止対策に力を入れる必要がある。なお、犯罪者による被害事例はなかったが、不審者の出現が後を絶たない現状であり、登下校時における防犯対策の一層の強化は言うまでもない。また、転倒による障害事故も多く発生している。通学路の安全点検実施に当たっては、このような点からも通学路の状況をチェックし、児童に注意を促す必要がある。

通学中の事故は17件発生しており、平成19年度は以下のような事例があった。

《 障害事故 》

19障-140	小1年・男	足指切断・機能障害	下校中 徒歩
---------	-------	-----------	--------

同じ方向へ帰るいつもの下校仲間と一緒に校門を出て、通学路を歩いていたが、本児童は遅れだし、1人で歩いて鉄道の線路に入った。カーブを曲がってくるレールバスに気がつくのが遅く、びっくりして逃げようと、走りかけたところで枕木につまずき、うつぶせに転んだところをレールバスに轢かれた。

この事例にもあるように、地域によっては、通学路近くに児童が立ち寄ると大変危険だと思われるところもある。また、「駐車場のチェーンに足を引っかけ転倒した」という事例があった。通学路上でも転倒・転落等の危険が予想される場所もある。学年・学期始めの安全指導はもちろんであるが、定期的に通学路の安全点検を実施し、必要に応じて繰り返し指導することが大切である。なお、小学生は危険予測能力が十分に育っていない。児童が通学路を歩きながら危険箇所を調査し、その結果をまとめた通学路安全マップ等の作成をとおして、安全能力の向上を図ることは言うまでもない。

《 供花料支給死亡事故 》

19供-6	小4年・男	全身打撲	下校中 徒歩
-------	-------	------	--------

青信号で横断歩道を渡っていたところ、左折してきた10トン以上のトラックの後輪に巻き込まれ死亡した。

この事例でも分かるように、青信号は横断中の安全を保障していない。交差点では左折してきた大型トラックの後輪に巻き込まれる危険性もある。脇見運転・信号無視などでつっこんでくる車もいる。学級活動等でロールプレイなどを通して危険が実感できるような学習を積

み重ねる必要があろう。また、交通安全教室等は、全学年が同じ内容で行うのではなく、学年や児童の実態に応じて内容や指導方法などを工夫する必要がある。

この他にも、「通学班で登校中、前方から来た車にはね飛ばされた」という事例があった。横断時だけでなく、道路を歩行中の安全確保についても指導しておく必要がある。なお、事故が発生した場合、事故を目撃し大きな精神的衝撃を受けている児童もいる。この児童に対する心のケアに当たる体制について整備しておくことは言うまでもない。

6 事故防止の総括

事故を防止するためには、校務分掌に安全担当を位置づけ、全教職員が共通理解のもと、次の点に積極的に取り組む必要がある。

(1) 安全な環境づくり

環境が起因する事故は避けなければならない。定期的に安全点検を実施し異常があれば直ちに改善する必要がある。点検に当たっては、単に施設・設備等が破損しているかどうかだけではなく、「落下した」、「転倒した」、「ぶつけた」等が原因で多くの事故が起こっており、このような観点からみても施設・設備等に問題はないかどうか点検する必要がある。その際、児童の目線に立った点検にも配慮する必要がある。また、学校の回りの環境もチェックし、児童が危険箇所には立ち入らない対策を講じておくことも大切であろう。なお、不審者等から児童を守るという観点からも施設・設備等の状況を点検し、地域・学校等の実態に応じて改善する必要がある。定期的に通学路の安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に改善を働きかけることは言うまでもない。

(2) 心身の状態の把握と救急体制の整備

児童一人一人の心と体の状態を把握しておき、その状況に応じた対策を立てておくことが大切である。特に情緒不安定な児童に対しては、休憩時間等の事故防止に配慮が必要だろう。また、朝の健康観察、活動前の健康観察はもちろんであるが、活動中や活動後の健康状態にも十分留意することが大切である。なお、事故発生時には適切な応急手当や病院への搬送等が速やかにできる体制を構築しておくことは言うまでもない。

(3) 安全に配慮した学習活動

体育的活動や実験・実習時の事故を防止するためには、予め活動時の危険を予測し、「児童の実態に合った学習内容」、「正しい手順等での学習」、「安全な場の設営」が大切である。特に、用具等を振り回したり、薬品・熱湯などを扱ったり、重い物を移動したりする場合は、教員の監督下で行うとともに、学習中の全児童の位置にも配慮する必要がある。

(4) 安全教育の充実

学校安全全体計画を作成し、それに基づいた安全教育を計画的に行う必要がある。その際、自校の事故事例等を活用し、身近な問題として考えさせるとより効果的であろう。小学校では休憩時間の事故が大変に多い。休憩時間等に定期的に校内を見回り、危険な行為等を見かけた場合はその場で指導すると共に、学級活動等において、様々な事例等を取り上げながら、危険

な行為は大きな事故になる可能性が高いことを理解させる必要がある。また、児童会等での取り組み、みんなで安全な学校生活を送ろうとする意識を高める必要もあろう。なお、全ての教育活動時に事故の危険性がある。学習の始めに事故の危険性を指摘し注意を促すとともに、活動中の危険場面を捉え、その場で適切に指導することも大切である。また、交通安全教室や防犯教室等を年間計画に位置づけ、外部の専門化を積極的に活用することは、安全能力の育成を図る上で効果的であろう。

2 中学校における事故防止の留意点

東京学芸大学教育学部

教授 渡邊 正樹

(1) 学校生活における障害事故防止

① 教育活動中の事故

・ 体育活動中

表1 体育活動中における発生状況（障害事故）

教科名等	種目等	件数	備考
保健体育	水泳	1	飛び込み
	体操	1	マスゲーム
	器械体操	1	マット運動
	陸上競技	4	持久走3, 走り高跳び1
	サッカー	3	
	ソフトボール	2	
	バレーボール	1	
	バスケットボール	1	
	バドミントン	2	
	武道	1	柔道
	その他	2	プール清掃、ムカデ競争
	小計	19	
学級活動		2	サッカー, グランドゴルフ
体育的行事	体育的行事	4	体育祭2, 球技大会2
課外指導	新体操	1	
	器械体操	2	
	陸上競技	1	
	サッカー	8	
	テニス	3	
	ソフトボール	5	
	野球	16	
	バレーボール	4	
	バスケットボール	8	
	ラグビー	1	
	卓球	1	
	バドミントン	2	
	柔道	2	
	剣道	1	
	相撲	2	
	小計	57	

体育の授業時および課外活動を通じて、球技実施時に事故が数多く発生している（表1）。

最も事故が多いのが野球であるが、基礎的な技術の不足に加え、周囲の危険予測が十分にできていない実態がうかがえる（たとえば19障-205、215）。障害の種別では視力・眼球運動障害が目立ち、ボールが顔面に当たることが主な原因となっている。

指導者による安全管理はもちろん、生徒自身が体育活動中に発生する可能性がある事故・災害について、予測・回避できるような指導が求められる。

19障-205	中1年・男	視力・眼球運動障害	課外指導 野球部
---------	-------	-----------	----------

トスバッティングをしていたところ、ボールを拾っているときに流れ球が飛んできて、ツーバウンドのボールが右眼に当たり負傷した。

19障-215	中3年・男	視力・眼球運動障害	課外指導 野球部
---------	-------	-----------	----------

何列か平行に並んでトスバッティングをしていて、それぞれの列で投打を繰り返していた際、隣の列のバッターの打球が飛んできたことに気付かず、打球方向に顔を向けたため、ボールが右眼に直撃した。

サッカー、バスケットボールも野球に次いで事故が多い。ただし野球のようにボールの直撃などによる事故だけではなく、他の選手との接触事故が目立つ。特に技術が未熟であったり、選手間に技術の差があったりした場合には事故発生の危険性が高まる。基本的な練習を十分に行って危険予測・回避能力を身につけることはもちろん、ルールを遵守して危険なプレイを避けることも必要である。また指導者は能力を配慮した練習・試合を計画するとともに、危険プレイを避けるような指導を心がけるべきであろう。

19障-188	中1年・男	視力・眼球運動障害	課外指導 サッカー部
---------	-------	-----------	------------

試合形式の練習中にボールを取ろうとして走っていた際、左顔面にボールがぶつかり、左眼を負傷した。

19障-191	中2年・男	視力・眼球運動障害	課外指導 サッカー部
---------	-------	-----------	------------

試合中に、ボールの取り合いでぶつかったとき、相手生徒の膝が本生徒の頭（左耳の後方）に激しく当たった。

19障-229	中3年・男	歯牙障害	課外指導 バスケットボール部
---------	-------	------	----------------

1対1練習をしていて、本生徒が相手をかかわそうとした際、相手の肘が前歯に当たった。

テニス、バドミントンでは用具の使用に関わって発生した事故がみられる。ラケットによる典型的な事故であるため、安全な使用を徹底したい。

19障-198	中2年・男	視力・眼球運動障害	課外指導 テニス部
---------	-------	-----------	-----------

ソフトテニスの部活動中にスマッシュの練習をしていたところ、ボールを見送って振り向いたときに、パートナーがボールを打とうと振ったラケットが顔面を直撃した。

なお体育活動中であっても、練習や試合そのものに関わって発生した事故だけとは限らない。練習中にふざけていて発生した事故やけんかによる事故、あるいは競技とは直接関係しない転落事故が発生している。

19障-214	中3年・男	視力・眼球運動障害	課外指導 野球部
---------	-------	-----------	----------

雨天のため公園グラウンドのスタンド付近でトレーニングを行なっている際、数人の友人とふざけあっているうちに、その中の一人とけんかになり、拳で右眼下を強打された。

19障-233	中2年・女	精神・神経障害	課外指導 卓球部
---------	-------	---------	----------

練習試合で、窓際にもたれかかったところ、窓が開いていたために2階から転落し、地面で頭部を強打した。

また、施設設備に関わって発生する事故もみられる。競技自体の指導に加え、施設設備の安

全な使用についても、指導者は十分な注意を払うべきである。

19障-189	中1年・男	手指切断・機能障害	課外指導 サッカー部
---------	-------	-----------	------------

総合体育大会サッカーの部の会場準備でテント設営をしている際、支柱を立ち上げようとして継手部分に右手薬指をはさんだ。

・ 体育活動中以外

表2 体育活動中以外における発生状況

教科名等	種目等	件数	備考
総合的な学習の時間		1	稲刈り
保健体育以外の教科		2	数学, 社会科
学級活動	給食指導	1	
	清掃	5	
	小計	6	
学校行事	遠足・集团的宿泊行事	4	修学旅行2, その他2
課外指導	文化的部活動	5	

総合的な学習の時間では、1件の事故が発生しているが、同様の活動は各地で行われていると思われるため、事故発生危険性は低くないと思われる。

19障-165	中1年・男	手指切断・機能障害	各教科 総合的な学習の時間
---------	-------	-----------	---------------

稲刈りをしている際、稲束を持って鎌を手前に思いっきり引いたところ、左手薬指を負傷した。

体育以外の教科（数学、社会科）では2件の事故が報告されている。いずれも教科自体の問題ではないが、日ごろの生活指導が重要な事例であろう。

19障-166	中3年・男	歯牙障害	各教科 その他
---------	-------	------	---------

数学の授業中に隣の生徒に話しかけながら股間に手を触れたところ、怒った生徒に口元をたたかれ負傷した。

学級活動では6件の障害事故が報告されているが、うち5件が清掃時間に発生している。19障-171で代表されるように、清掃自体に原因があるのではなく、いずれも悪ふざけなどが原因で発生している。

19障-171	中2年・男	外貌・露出部分の醜状障害	学級活動 清掃
---------	-------	--------------	---------

清掃中に鬼ごっこをして遊んでいた本生徒が鬼役で友人を追いかけていた際、水で濡れていた廊下で足元が滑り、正面にあったガラス窓に突っ込み、割れたガラスで顔面、肘等を切り、杵の部分で顔面を強打する。

体育的行事以外の学校行事では4件が報告されているが、特に屋外での活動では十分な注意を払いたい。

19障-183	中2年・女	外貌・露出部分の醜状障害	学校行事 遠足・集団宿泊行事
---------	-------	--------------	----------------

一泊移住の午後のプログラムでウォークラリーを行っていた際、下り坂の中間あたりで本生徒が左側の斜面を回転しながら約20m転落した。

課外指導のうち、文化的部活動では5件が報告されているが、うち3件が事例242のような

自転車事故が原因である。

19障-241	中2年・男	歯牙障害	課外指導 文化的部活動
吹奏楽部の活動後、下校のために駐輪場で自転車に乗って走り出した際、チェーンが外れて自転車ごと倒れ、顔面を路面に打ちつけた。			

② 教育活動中以外

表3 教育活動中以外の発生状況

教科名等	件数	備考
休憩時間	39	
通学・通学に準ずる	10	自転車7, 徒歩3

休憩時間では計39件の障害事故が発生している。状況としては、けんか等のトラブル、鬼ごっこ・追いかっこ、悪ふざけが主な原因となっている。日常生活で生じるこのような事故について、常日頃から指導することが大切である。

19障-265	中1年・女	外貌・露出部分の醜状障害	休憩時間中
ストーブ近くで話をしていたところ、ふざけて押された生徒がぶつかってきたため、本生徒の足がストーブに当たった。			

19障-271	中3年・男	視力・眼球運動障害	休憩時間中
通りかかった生徒が嫌がっているあだ名について、本生徒がふざけて質問をした。気分を悪くしたその生徒が手を出し、けんかになり、本生徒は顔面を殴られて眼部を痛めた。			

通学中の障害事故は10件であるが、うち7件が自転車乗車中の事故である。いずれも転倒などが直接的な原因に挙げられるが、安全な乗車を心がけることで防ぐことができる事故が多いと考えられる。中学校では自転車通学が増加するので、小学校同様に安全な自転車の利用や正しい点検の方法などについて学ぶ必要があるだろう。

19障-287	中2年・男	歯牙障害	登校中 自転車
車輪に荷物が絡まり転倒し、顔から落ちた。			

19障-292	中2年・男	歯牙障害	下校中 自転車
部活動を終えて自転車で下校中、スピードが速くなり、安定を失って前のめりに自転車ごと転倒し、顔面を地面に強く打ちつけた。			

(2) 学校生活における死亡事故防止

①教育活動中の事故

・ 体育活動中

表4 体育活動中における発生状況

教科名等	種目等	件数	備考
保健体育	その他	2	中枢神経系突然死 2
学校行事	体育祭・球技大会	3	心臓系突然死 2, 熱中症 1
学級活動	ドッジボール	1	中枢神経系突然死
課外指導	野球	2	心臓系突然死, 内臓損傷
	バスケットボール	3	心臓系突然死, 熱中症, 窒息
	スキー	1	頭部外傷

体育活動中の死亡は計12件であるが、うち7件が突然死（中枢神経系3件、心臓系4件）となっている。教科における死亡件数は全2件であり、いずれも中枢神経系突然死と考えられるケースである。2件とも既往症の有無は記載されていないが、日ごろからすべての生徒に対して健康管理・指導を行うことはもちろん、特に体育的活動においては当日の健康状態に十分な注意を払う必要がある。

19死-9	中1年・男	中枢神経系突然死	保健体育 その他
-------	-------	----------	----------

準備運動終了後、3分間走を自分のペースでランニングをしている途中、突然転倒しけいれんを起こしたが、すぐに収まった。しかし本生徒は吐き気と頭痛を訴えたので、担当教師がその場より近くの水道まで移動させ、自分で歩けるといふ本生徒を支えて保健室に運んだ。かかりつけの医院に搬送し、その後、大きな病院に救急車で搬送されたが、急性呼吸不全で死亡した。

課外指導では突然死に限らず、熱中症や内臓損傷、頭部外傷などの原因による事故も発生している。熱中症では事例18のように屋内での活動で発生しており、屋内外に限らず熱中症については指導者は十分な知識をもって安全管理・指導を行うべきである。

19死-20	中2年・男	熱中症	課外指導 バスケットボール部
--------	-------	-----	----------------

体育館で2時間に渡ってランニング11周、ストレッチ体操、腕立て伏せ、腹筋・背筋20回×3セット、フットワーク、コースチェック、ドリブル、ダッシュ等の練習が行なわれ、途中で5～10分の給水のための休憩を2回入れた。練習終了後に片付けを終えて自分の荷物を取って体育館へ向かったときに、よろめいて床に倒れこんだ。応急手当と並行して救急車を要請し、病院へ搬送したが意識を回復することなく、後日死亡した。

・ 体育活動中以外

表5 体育活動中以外における発生状況

教科名等	件数	備考
英語	2	中枢神経系突然死 2
学級活動	1	中枢神経系突然死

体育活動中以外では3件報告されているが、いずれも突然死である。

② 教育活動中以外

表6 教育活動中以外の発生状況

	件数	備考
休憩時間	6	心臓系突然死 2 頭部外傷 2 窒息死（溺死以外） 2
通学中 徒歩	2	内臓損傷, 頭部外傷

教育活動中以外では6件の死亡事故が発生している。2件は突然死（心臓系）であるが、他の4件はその状況から自殺と考えられるケースである。日常の生徒の行動や精神面の状態に注意をはらい、確実に発生を防ぎたい。

19死-25	中2年・男	窒息死（溺死以外）	休憩時間中
--------	-------	-----------	-------

学校での出来事による死亡

また通学中の死亡事故は2件であり、1件は電車による轢死である。

19死-30	中3年・女	内臓損傷	登校中 徒歩
--------	-------	------	--------

朝の学習会に参加するために制服で通学用かばんを持ち、家を出た。踏切の北側から線路に進入し、駅到着の電車に踏切内で轢かれた。警察から学校に連絡が入り、救急車で病院に搬送されるが、同日死亡した。

(3) 供花料支給事故の防止

供花料が支給されるのは、学校の管理下で発生した死亡事故のうち、第三者から損害賠償等を受けた事故である。

表7 供花料支給事故の発生状況

	件数	備考
通学中	5	自転車 3, 徒歩 2

すべて通学中の交通事故であり、自転車3件、徒歩2件となっている。交通安全指導は中学生にとっても重要な教育内容である。安全な自転車の使用法も含め、充実した指導が望まれる。

19供-11	中2年・女	頭部外傷	登校中 徒歩
--------	-------	------	--------

三叉路で右から来た自動車と衝突し死亡した。

(4) 総括

中学生になると、課外指導など教科以外の活動も増え、それゆえ事故発生の危険性も高まっている。体育活動においては技術の未熟さ、個人差によって生じていると思われる事故が目立

つ。指導者は個人差を念頭においた技術の指導はもちろんのこと、生徒の安全意識を高める指導も行っていく必要がある。また体育用具等の安全な使い方の指導も事故防止の観点から欠かすことはできない。

しかし体育活動中であっても、けんかや悪ふざけが原因となって発生している事故も少なくない。中学生では事故の原因と結果について理解できる年齢段階とはいえ、危険予測能力が不十分であったり、自己中心的な行動をとったり、あるいは好奇心ゆえに自ら危険な行動をとることが少なくない。自分だけではなく他者に対しても同様な行動をとるために、相手に怪我を負わすこともしばしばある。日頃の生活指導を通じて、問題行動等の対策を図りたいものである。

さらに死亡事故や供花料支給事故では自殺と思われる事例が少なくない。したがって生徒の心のリスクを早めに察知することはもちろん、スクールカウンセラーや養護教諭らによる相談体制を充実して、自殺を確実に防止することが非常に重要である。

3 高等学校・高等専門学校における事故防止の留意点

国立淡路青少年交流の家

所長 戸田 芳雄

本項は、学校管理下の高等学校・高等専門学校における障害や死亡等の現状と事故防止に関する留意点について述べる。

(1) 学校生活における死亡事故防止

① 教育活動中の事故

・体育活動中 12件

表1 体育活動中における発生状況

教科名等	種目等	件数	備考
特別活動	学校行事・駅伝大会 体育大会	2	突然死（心臓系）・校内駅伝第二走中 突然死（中枢神経系）・予行練習時
課外指導	陸上競技	1	突然死（心臓系）・整理運動時
	サッカー	1	突然死（心臓系）・練習中のランニング時
	テニス	1	突然死（心臓系）・フットワーク中
	野球	1	突然死（心臓系）・長距離のランニング時
	バレーボール	1	突然死（心臓系）・合宿中の準備運動時
	ラグビー	1	熱中症・強化練習1時間ランニングパス時
	バドミントン	1	突然死（心臓系）・練習試合後
	アメリカンフットボール	1	突然死（中枢神経系）・試合中
	ハンドボール	1	熱中症・合宿中の整理運動時
	武道（剣道）	1	突然死（中枢神経系）・練習時
	小計	10	
合計		12	

体育活動中の死亡事故は12件で、昨年より6件減少している。特に、体育活動のうち教科（保健体育科）における死亡件数は昨年5件発生しているが、本年は、発生していない。学校行事では、駅伝大会、体育祭予行練習時で各1件である。心臓に疾患をもつ生徒だけではなく、日ごろからすべての生徒に対して健康管理・指導を行うことはもちろん、特に体育的活動においては、準備運動を十分行うとともに、当日運動開始前および運動中、運動後の健康状態の変調等を観察し、異状が見られた場合は、学校医に救急処置を依頼したり、救急車等ですぐ受信させたりするなど迅速な対応が必要がある。

課外指導では10件発生しているが、8件（内6件が心臓系、2件が中枢神経系）が突然死である。指導者やマネージャー等の観察、また、本人による活動前、活動中、活動終了直後の体調把握と変調が見つかった場合の迅速な対応や申し出できるような部活動経営体制を確立しておくことが必要である。本センターで発刊している「突然死予防必携」も参考とされたい。

・ 体育的活動中以外での事故 9 件

表2 体育活動中以外における発生状況

教科名等	活動名等	件数	備考
総合的な学習	教室での授業	1	突然死（心臓系）・知的財産に関する授業中
特別活動	学校行事	4	突然死（中枢神経系）1・・・修学旅行移動中 溺死3・・・修学旅行中
課外指導	鉄道研究部 自習 文化祭準備 卒業研究	4	突然死（心臓系）1・・・校外へ買い物 窓から転落死1 突然死（大血管系）1・・・話し合い中 研究室で窒息死1
合計		9	

体育的活動中以外での死亡9件のうち、学校行事では4件、修学旅行中の溺死3件、突然死（中枢神経系）1件である。その外、課外指導も4件発生している。

学校行事での4件の死亡事故はいずれも学校外で発生したものであり、予見が非常に難しいケースであるが、修学旅行での溺死は毎年のように起こっている。教師や指導者は、このような事例を参考として、学校内外にかかわらず、事故が起こらないようにするため、環境及び生徒の状況（疲労や行動、健康状態）の両面から予測される幅広い危険の有無を点検し、改善や指導を行うことはもちろん、事故が起こったときの迅速な救助や救急体制を整えておく必要がある。とくに、校外における学校行事等の実施に当たっては、必ず事前調査を実施し、対策を講じておくことが必要であることは言うまでもない。

② 教育活動中以外での事故

・ 休憩時間等の事故 5 件

表3 教育活動中以外での発生状況

場合別	件数	備考
休憩時間	4	転落・全身打撲2 ふざけにより大福もちがつかえ窒息死1 体育祭練習終了後の突然死（中枢神経系）1
寄宿舍にあるとき	1	自室で休憩中に突然死（心臓系）1
合計	5	

休憩時間に発生した5件のうち、2件は転落、突然死（中枢神経系）、窒息によるもの各1件である。教師は単に危険な行為をそのたびに指摘するだけではなく、ホームルーム等での安全教育を通じて、学校生活での危険を予測させたり、回避の方法を考えさせたり、自分や外者のどのような行動が大きな災害を招くかを気づかせたりするような指導を行うことが重要である。

また、寄宿舍で体調不良で休んでいた生徒の突然死が1件発生している。このような事故の防止には、そのような子どもがいた場合に寮関係者等が様子を観察・把握することで、早期に異状を発見し医療機関に受診させることが必要となってくる。

なお、休憩時間の転落死1件は、状況から自殺の疑いがあり、家庭と連絡を密にしながら、

養護教諭やホームルーム担任等による生徒の心の健康に関するケアや相談活動などを充実するとともに、必要な生徒の専門機関への受診等をすすめることも必要となる場合があるものと考えられる。

③ 通学中の事故 8件

表4 通学中の発生状況

場 合	状 態	件 数	備 考
登校中	徒歩	7	駅ホームで飛び降り1、突然死（心臓系）1、踏切事故2、電車軌道内立ち入り2、突然死（大血管系）1
下校中	徒歩	1	マンションからの飛び降り1
合 計		8	

通学中の死亡事故8件のうち、5件が鉄道にかかわる事故、その外に突然死や飛び降り等による死亡となっている。この場合の突然死は予測が困難と思われるが、踏切事故はよそ見や思い込みを廃し、安全確認等によって防げる事故がほとんどである。計画的な安全教育によって、危険を予測し、回避するため、安全な踏切横断の仕方等を生徒に徹底する必要がある。

また、日頃から、駅構内やホーム、踏切の安全、登下校中の安全について幅広く注意を促すとともに、各学校が連携したり、交通指導員、保護者やスクールガード、警察など地域の関係機関や住民の協力を得たりしながら、防犯も含めて安全点検や実地の指導を行うなど細心の注意を払う必要がある。

ひやり、はっと体験などを題材に、生徒の身近な体験を通じた危険予測学習などを展開することも有効であると考えられる。

(2) 供花料支給対象の死亡事故の防止

供花料を支給した事故 38件

表5 供花料支給対象死亡事故の発生状況

場 合	内容等	件 数	備 考
教科	古典	1	飛び降りによる頭部外傷
休憩時間等	飛び降り等	3	飛び降り1、転落1、溢血死1
課外指導	部活動	2	柔道乱取り1、山岳部活動中溺死1
登校中	徒歩	2	交通事故1、マンションから墜落1
	自転車	8	交通事故（交差点での衝突6）他
	原動機付自転車	1	交通事故（自宅前で車と衝突）
	鉄道・自動車	2	ホームに飛び降り1、自動車運転中に衝突1
	小 計	13	
下校中	徒歩	4	交通事故3、マンションからの飛び降り1
	自転車	9	交通事故（交差点での衝突7）、列車への飛び込み1他
	原動機付自転車	2	交通事故（交差点での衝突1、カーブでの衝突1）
	その他	2	マンションからの飛び降り2
	小 計	17	
寄宿舎にあるとき		2	窒息死
合 計		38	

供花料を支給するのは、学校の管理下において発生した死亡事故で、第三者より損害賠償等を受けた場合である。これらの事故は、その防止について前述の死亡事故と同様に一層力を入れる必要がある。

供花料を支給した学校管理下の死亡事故は、38件である。そのうち、道路交通事故が最も多く23件である。その他に、飛び降り・転落等を含む自殺（やその疑いがある）と見られるものが11件と大幅に増加していることが目立っている。

道路交通事故では、大半が横断中又は交差点での事故であり、特に自転車の事故が17件と目立っている。

交通事故の防止については、通学中の事故防止の留意点で述べたことに加えて、通学路等の危険予測学習を行い、登下校中の安全について注意を促すとともに、生徒会での自主的な活動を推進したり、各学校が連携したり、保護者や警察など地域の関係機関や住民の協力を得たりしながら、安全点検や実地の指導を行うなど事故防止に対する学校や保護者の一層の努力が必要である。

また、近年、いじめ等による生徒等の自殺が多く発生しており、その傾向が供花料支給状況からも感じられる。学校や教育委員会等では、その兆候を敏感に感じとったり、生徒や保護者が学校等に悩みなどを相談できる体制を整えたり、普段から教師と生徒、生徒同士の温かい人間的な交流（人間関係）を深めておく必要がある。

(3) 学校生活における障害事故防止

① 教育活動中の事故

・ 体育活動中 121件

表5 体育活動中における発生状況

教科名等	種 目 等	件 数	備 考
保健体育	水泳	2	脳出血、飛込み
	体操	1	組み体操
	サッカー	5	ボールが目当たる
	テニス	1	ラケット顔面に当たる
	ソフトボール	3	ボールが口、目に当たる。応急手当で手首に低温やけど
	バレーボール	1	ボールが後頭部に当たる
	バスケットボール	4	相手の肘、頭、足に、ボールが指に、体が壁に当たる
	バドミントン	1	シャトルが目当たる
	小 計	18	
特別活動	ホームルーム活動	1	ドッジボールで転倒
	学校行事	6	体育祭2、球技大会等4
課外指導	新体操	1	リボン金具が眼下に当たる
	陸上	2	砲丸投げ、トラック走で野球ボールがあたる
	サッカー	9	人との接触・衝突4、ボールが当たる3他
	テニス	3	ラケットが口に、ボールが耳に、天井から落下
	ソフトボール	1	練習中にボールが目当たる
	野球	50	ボールが当たる29、ノック中にボールが当たる13他
	ハンドボール	1	ボールが顔面に当たる
	バレーボール	2	レシーブ1、接触転倒1
	バスケットボール	11	人との接触・衝突7、転倒他
	ラグビー	4	タックルを受け3他
	バドミントン	1	ラケットが目にあたる
	ホッケー	2	スティックに1、ボールに1当たる
	アメリカンフットボール	2	タックルを受け1、防具に当たる1
	武道	5	柔道2、弓道1、空手2
	スケート	1	転倒
	ボクシング	1	練習時の打撃
	小 計	96	
合 計		121	

体育活動中の障害事故は、121件である。その内訳は、課外指導が96件と最も多く、保健体育科が18件と次いでいる。その他に、特別活動7件である。

保健体育科の授業時および課外活動を通じて、球技実施時に事故が数多く発生している。

最も事故が多いのが野球である。その内容をみると、合計50件のうち、主に自分の技術の未熟さや行動による事故（主として、自分自身の行動等に原因があるもの）14件、主に外の生徒の行動や施設・用具等にかかわる事故（主として他人や環境等に原因があるもの）12件、イレギュラーしたボールの捕球失敗などどちらとも判断しにくい事故24件となっている。

前者ではボールを捕球しそこねたり、自打球を顔面で受けたりという事故がみられる。後者では他者の投げた（打った）予期せぬ球やバットに当たる、自分の練習相手以外の方から球が飛びだしてきて当たる、必要な注意を向けていないことなどがある。これらの事故の背景には

基礎的な技術習得が不十分であることが指摘できるが、指導者・生徒ともに、他の選手との距離を十分取る、互いに声をかける、練習前・練習中など日頃から施設や用具を点検し、改善しておくなどの基本的な危険回避を行うことがまず必要である。

また、安全点検、注意事項の掲示、部活動日誌への記録や声かけなどにより、毎日の練習時など日頃から、練習前の用具や施設設備の点検整備、種日に応じた注意事項や練習方法の確認、健康管理や安全確保に必要なものの準備など、選手自身が常に自他の安全に配慮することができるよう部活動構成員全体で具体的に指導することが大切である。

ソフトボールは、ボールが顔面に強打したという1件のみであるが、野球と同様のケースが予測できる。打者となるものの注意を喚起するとともに、声かけ、周囲の生徒の位置に問題がないか等、指導者及び生徒自身が周囲に注意を払うようにすることが必要である。

サッカーの事故が、9件あり、球技では野球、バスケットボールに次いで事故件数が多い。サッカーではボールや他と接触・衝突し顔面を直撃して、9件中3件で歯・口を負傷、目の負傷が各2件、腹部の損傷、準備中の脊柱障害1件発生している。

また、サッカーでは他者の至近距離でボールをけることが多いため、技術が未熟であったり、選手間に技術の差があったりした場合には事故発生の可能性が高まる。指導者は能力を配慮した練習・試合を計画するとともに、必要以上に危険なプレーを避けるような指導を心がけるべきであろう。

バスケットボールの事故は11件と野球に次いで多く発生しているが、いずれも激しい身体接触が原因での事故であり、前歯を強打するなどの負傷が目立つ。ルールを遵守して危険なプレーを避けること、基本的な練習を十分に行って危険回避能力を身に着けることなどの指導が求められる。ラグビー、アメリカンフットボール、ホッケー、ハンドボール等も他の選手と接触することが多いため、同様に対応することが必要である。

バレーボールでは2件、レシーブミス、接触転倒の事故がある。今回はなかったが、過去にレシーブのためコート付近にある用具と衝突したという事例もある。練習や試合においては、技能練習の他にコート周辺に不要な物や事故の原因となる物品を置かないように注意する必要がある。もちろん施設設備自体の安全管理の徹底もいうまでもない。

テニスでは、ラケットが口に、ボールが耳に当たった事故が各1件であるが、素振りの練習などでは他の部員と距離をとるなど日ごろの安全指導も大切である。また、他の種目にも起こりそうなボールを取りに上がった天井からの落下が1件ある。

球技以外の種目では以下のような事故が発生している。

新体操でリボン金具に当たる、陸上競技で砲丸投げでの事故とトラック走で野球ボールが当たるなどの事故が発生している。

武道では、柔道で受け身の失敗、目に相手の肩が当たる事故、弓道で片づけ中の暴力、空手で突きが顔面に、けりが股間に当たる事故が発生している。

運動部活動等では、一般に同じグラウンドや体育館で複数の種目が同時に練習することが少なくない。そのため、自分の種目はもちろん、他の種目の練習状況に注意する、事故が発生し

やすい種目間では練習時間をずらす、施設設備や用具の安全を確認する、ネット等で確実に隔離するなど指導者は常に全体に注意を払い、生徒も含めた関係者全員が安全を意識して行動することが必要である。

なお、全体として練習や試合そのものに関わって発生した事故のほか、練習中にふざけていて発生した事故、けんかによる事故、応援中に発生した事故なども少なくない。体育活動中以外の安全指導と同様に、生徒自身が安全に行動することを機会ごとに指導する必要がある。

また、全体をとおしての際だった特徴を挙げると、体育活動中の障害事故121件の内、歯・口の負傷による障害50件、顔面打撲による眼の障害事故が31件、頭部・頸椎損傷による精神・神経障害が11件で、併せて7割を大きく超える。体育活動以外・教育活動以外でも、歯・口の障害事故が13件、眼の障害事故が9件、頭部・頸椎損傷による精神・神経障害が3件加わる。近年、この傾向が続いている。特に、大きな割合の歯牙障害を減少させることは、非常に深刻かつ緊急な課題であると思われる。

特に、本センターでも研究指定校での研究等を元に、「学校管理下における歯・口のけがの防止必携」を発刊しているが、それらを参考にするとともに、歯・口の障害防止策の一つとしてマウスガードの着用が効果的と考えられ、野球やバスケットボール、サッカー、ホッケーなどラケットやバットの使用、激しい接触プレーの伴う体育活動において着用を検討してみたらどうだろうか。

・体育活動中以外 18件

表6 体育活動中以外における発生状況

教科名等		活動名等	件数	備考
農業		実習	2	農業機械実習、移動中
工業		実習	6	自動カナ、溶接他
総合的な学習の時間		総合実習	1	離脱して遊び転倒
その他の教科		課題研究、実習	2	けんか、旋盤巻き込まれ、
課外指導		太鼓部、吹奏楽部、実習	3	扉に衝突、清掃時に転落、旋盤技能検定準備
特別活動	学級活動	清掃	1	清掃中
	学校行事	芸術鑑賞	1	移動中
		集団宿泊的行事	3	修学旅行等
合計			19	

体育活動以外では19件の事故が報告されている。

その中でも、工業科の実習中の事故が6件、農業科で2件発生している。実習には多くの危険性が想定されるが、教師の事前指導や作業中の指導・指示を徹底するなどの安全指導が重要である。さらに、移動中や作業を離脱し遊んでいる事故もあることから、教師の監督を徹底する必要がある。

また、今年度は発生しなかったが、企業でのインターンシップ中における事故は今後も予想されるものである。校外における学習においては十分な安全管理・指導を行う必要がある。

特別活動においては、5件の事故が発生しているが、主たる活動以外で悪ふざけやちょっと

した気の緩みなどによって起きているケースが目立つ。道具を安全に使用すること、周囲の危険に注意を払うことなど、学校生活における基本的な安全行動を身につけることが重要である。学校生活で発生する事故事例を教材とし、具体的かつ効果的な安全教育を行うことが望まれる。

② 教育活動中以外の事故

・ 休憩時間等 11件

表7 教育活動中以外の発生状況

場 合	活 動	件 数	備 考
休憩時間	運動遊び等	5	バドミントン2、サッカー2、バレーボール1
	作業	1	テント組み立て
	その他	5	ふざけ3、けんか2
合 計		11	

教育活動中以外の事故は、休憩時間で発生している。学校行事の準備など特別活動との関連が深いもの、運動遊びや作業、移動中の事故が発生している。その他には、友達とのトラブル、ふざけなどによるものも起こっている。

このような事故を防ぐためには、様々な事例をもとに事故の原因と結果について十分な理解をさせる、危険な行動をとることによる被害の大きさを認識させる、施設設備を正しく使用させるなどの内容を含む安全教育を計画的に進める必要がある。

生徒同士のトラブルやけんかなどによる障害事故については、生徒指導と連携を図りながら全校的に取り組み、事故を未然に防がなければならない。

③ 通学中の事故

・ 通学中の事故 14件

表8 通学中の発生状況

場 合	状 態	件 数	備 考
登校中	自転車	6	転倒2 衝突3 踏切へ侵入1
	原動機付自転車	1	カーブでの転倒
下校中	自転車	6	転倒4、衝突2（人に1、街路灯に1）
	その他	1	遊びでホームへジャンプ
合 計		14	

通学中の障害事故は14件（登校中7件、下校中7件）である。うち12件とほとんどが自転車乗車中の事故である。例えば、下り坂でスピードを出しすぎや不注意での衝突（ガードレール、街路灯、自動車等へ）や転倒、バランスを崩しての転倒、踏切事故というような様々な事故が発生している。

他に、歩行中の心臓発作、原動機付自転車でのカーブでの転倒などもある。既に述べたように、自転車や原動機付自転車などの安全な利用に関する実技指導などを行うことで防ぐことができる事故が多いと考えられる。高等学校・高等専門学校では自転車通学が増加し、原動機付自転車など二輪車の利用もある中、地域の関係機関や専門家等の協力も得ながら実習や危険予

測学習などを実施し、安全な自転車の利用や正しい点検の方法、二輪車の安全運転などについて、事例などを元に具体的に指導する必要がある。

4 特別支援学校における事故防止の留意点

国立淡路青少年交流の家

所長 戸田 芳雄

特別支援学校では死亡事故が5件（中1件、高4件）発生しており、障害事故が10件（小1件、中3件、高6件）発生している。なお、供花料支給対象の死亡事故は、発生していない。体調の変調や持病があるなどで突然倒れることもあるが、2つの列車死亡事故は、教師や支援者などの注意と見守りで防ぎたい事故である。障害のある生徒の指導に当たっては、一人一人の障害の程度や内容、体の柔軟性などを把握し、行動を予測しながら安全に十分配慮して指導・支援に当たる必要がある。

また、歯牙障害が5件、指や下肢の切断、骨折等が発生しているため、活動や支援の場は転落の危険の無い所を選ぶ、器具用具を使用するときの子どもの指先・足先の位置を把握する、負荷をかけすぎない、周囲の器具・柱・柵等をマット等で防護するなどの対策も考慮する必要がある。

表1 特別支援学校での死亡事故発生状況

教科等	活動名等	件数	校種	備考
その他	生活単元学習	1	中1	模擬店学習中、転倒による頸椎損傷
	作業学習(障害者厚生施設)	1	高3	線路に迷い込み列車事故で頭部外傷
休憩中	昼食時休憩中	1	高3	食後にてんかんの発作で突然死(大血管系)
	昼食時休憩中	1	高1	トンネルに迷い込み列車事故で頭部外傷
下校中		1	高2	下校中に坂道で倒れ、突然死(心臓系)
合計		5		

表2 特別支援学校での障害事故の発生状況

教科名等	活動名等	件数	校種	備考
保健体育科	水泳	1	高2	他の生徒の肘が当たり、歯牙障害
自立活動	課題別学習	1	中2	三輪自転車の車輪で、手指切断
	ストレッチ運動	1	高3	教師補助付き前屈で、大腿部骨折
その他	生活単元学習	1	高2	移動中に側溝に転落し、歯牙障害
	生活単元学習	1	高2	バスのトラップを踏み外し、挫創
	音楽	1	高3	てんかん発作で転倒し顎を負傷
休憩中	おむつ交換	1	小6	交換中にベッドから転落、前歯2本脱落
	ブランコ	1	中2	降りるときに鉄柵に口が当たる
	—	1	中2	廊下で走り出し、転倒し、下肢切断・機能障害
下校中		1	高2	駅階段から転落し、歯牙障害
合計		10		

5 幼稚園・保育所における事故防止の留意点

聖徳大学児童学部児童学科
准教授 原本 憲子

平成19年度の幼児死亡事故報告からは、保育所において午睡中の突然死と幼稚園において園外保育中の突然死が挙げられた。死に至る状況はそれぞれ異なり原因が捉えにくく、事故回避のための手だてが難しい事故である。幼い命を預かる幼稚園・保育所においては、様々な事態を想定し、できる限りの安全対策を講じることが重要な課題である。

障害事故事例からは、幼児同士の些細なトラブルが原因で相手の幼児を傷つけてしまった事故や固定遊具での事故が多く見られた。こども同士のけんかは、成長過程である程度は必要な体験ともなるが、相手を傷つける事故に発展してしまった場合、取り返しのつかない事態を招く場合もある。被害者と加害者という関係を背負いながら、保護者が肩身の狭い思いをしなければならない場合なども見受けられる。固定遊具でのけがの場合は、遊具そのものの欠陥から発生する事故もあるが、幼児のちょっとした不注意が原因で発生する事故が多い。いずれの場合も教師にとっては予測し難く、防ぐことが困難な事故である。しかし、いかなる場合においても事故は最小限に留め、できる限り事故を未然に防ぐ努力を怠らないことが園には求められる。



事故発生の経緯を詳しく分析してみると、その場に教職員がいれば未然の防ぐことができた事例が多い。幼い乳幼児を預かる保育所、幼稚園では十分な教職員の配置により、安全管理の徹底を図りたいものである。しかし、保育所、幼稚園の教職員の人数には限りがあり、常に十分な人の目が行き届くとは限らない。事故を最小限に抑えるためには、これまでも増して様々な角度から乳幼児の安全確保のための手立てを工夫する必要がある。

平成19年度に給付した事故事例を基に、安全管理と安全指導の両面から検討し事故防止のための具体策を考える。

1 事故発生時の状況把握と対策

事故発生の原因を究明していくと、いくつかの要因が重なりあって事故につながる場合の多いことが分かる。それぞれの園において、過去に発生した事故事例をもとに、事故発生時の状況を詳細に把握し直し、事故誘発の原因の一つひとつを明確に洗い出す作業をすることが事故を減らすために有効な手段となる。例えば、室内の大型遊具（床上大積み木、巧技台、マット等）の配置場所などは、施設の事情によりかなりの工夫が求められるはずである。ある園では収納スペースがないため廊下に巧技台やビーム、はしご類を収納してあったことから、幼児の遊びの動線と重なり幼児が衝突、転倒を繰り返していた。また、ある園では教職員の動静に課題がみられ、一部の園児が教師の管理の目から離れてしまう時間帯に事故を起こしていた。自

園の場合、課題はどこにあるのかを具体的に検討し、ただちに事故原因であると考えられる状況の改善をしていくことが事故防止につながる。

19年度に報告された事故発生の事例から改善策を捉える。

(1) 降園時、幼児の行動が分散される状況の中で発生した事故発生状況の把握と対策

幼児が事故に遭遇したときの状況を捉えてみると、保育者の目が一時、幼児から離れてしまう場合が多いことが分かる。発生した事故事例の一つに通園バスを利用している園で、担任が徒歩通園の園児を玄関に送って行った際、通園バス待ちをしていた幼児が保育室で子どもだけで待つ中で友達を傷つけてしまう事故が発生している。

幼児の行動が分散される状況の中で保育者の目は一時、一部の幼児から離れる状況が発生するが、降園時のこうした光景は、恒常的に繰り返される状況でもあるため、幼児も教師も慣れてくるとさほど緊張感をもつ状況ではなくなることも予想される。

事故はわずかな気の緩みから発生することが極めて多い。

<事故発生状況 事例1>

降園時、担任は一部の徒歩通園の園児を保護者に引き渡すために玄関へ移動する。その間バス通園の園児が子どもだけで保育室で待機する。短い時間のため、特に遊びの環境は設定していない。



先生は、玄関に行ってくるから、部屋で待っていてね

<事故防止対策その1 一声かけてから行動する>

事故防止対策の一つとして、保育者は保育室を離れるとき、一瞬足を止め、その場の状況把握を丁寧に行い、残留する幼児に必ず一声かけたり、危険が予測できる物を幼児の手の届かないところへ片付けたりする配慮を怠らないようにする。

<事故発生状況 事例2>

徒歩通園を原則としている幼稚園で、降園時、園庭で各担任が一斉に挨拶を交わし保護者に園児を引き渡すが、送れて迎えに来る保護者も数名いる。担任は園内であるという安心感もあり、子どもだけで砂場や保育室前のベランダ等で遊ばせてその場を一瞬離れる。



〇〇先生！
私は保育室の方に行きますので、こちらをお願いします。

<事故防止対策その2 教員同士の動きを言葉で確認しあう>

降園時の教職員の動きは、日により異なることがある。(ある組は、全員の保護者が速やかに迎えに来たため、担任は早めに職員室に入ってしまい、園庭にいる職員の人数が少なくなるなど) 担任は幼児をおいてその場を離れるときは、周囲にいる教職員の動静を確認し、具体的に声をかけ、監督の支援を頼む。

(2) 移動中に発生する事故状況の状況把握と対策

幼児が生活する保育の場は常に一定ではない。幼児の事故発生状況の中で、場を移動している途中、転倒したり衝突したりして怪我をすることが多い。保育室から遊戯室への移動中、廊下を走って出入り口のガラス戸に衝突したり、階段で転んだりしている。廊下や階段そのものには欠陥が見られない状況で事故が発生している。事故を誘発したと考えられる状況を探り改善していくことが重要である。



<事故発生状況 事例1>

保育室から園庭に出る際、廊下を走って出入り口のガラス戸に激突し、鼻、額を切るけがをしてしまった。

<事故防止対策その1 滑り止め、衝突緩衝対策を講じる>

幼児の行動特徴から、遊びに夢中になったり、目的の場所に急いで行こうとしたりしている場合、平素は危険を感じることはないような場所で転倒したり転んだりしてしまうことがあるため、幼児の行動圏の環境については、幼児の行動観察を入念に行い、「滑り止め対策」「衝突時の緩衝対策」を講じておくことが重要である。

<事故発生状況 事例2>

食事後、歯磨きをしようとしてテラスの水飲み場に行こうとして、つまずいて転び、水飲み場のふちに額をぶつけて負傷した。

<事故防止対策その2 「走らない」指導を徹底する>

幼児は、歯ブラシを持って移動するなど、注意力が歩くこと以外に注がれてしまうと思わぬ事故を起こすことが多いため、特にコンクリートの水のみ場などでは、決して走らない指導を徹底しておくことが重要である。

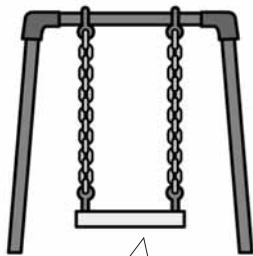
2 事故を誘発する園具・遊具の安全点検と指導

幼児が事故を起こす原因は多岐に渡る。危険防止のための対策は園具・遊具の安全点検と指導の両面から総合的に捉えて考えていく必要がある。特に、指導面では、年齢にふさわしい指導の工夫が必要である。例えば、園庭に設置されているすべり台が1台で、3歳児も5歳児も使用するという園では、各年齢の特性を考慮して具体的で効果的な指導が求められる。

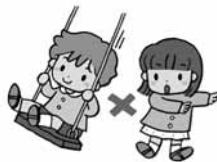
(1) 固定遊具の安全点検と指導

ブランコに乗っていて片手が離れてしまい、ブランコの前に設置されている鉄製の柵に顔を強打してしまった事故が報告されている。本来、揺れているブランコに周囲の幼児が接触しないために設置した柵で幼児がけがをした事例である。教師は、それぞれの固定遊具の持つ機能を熟知し、固定遊具のもつ機能と隠れた課題を捉えることが重要である。

① ブランコ……子どもの行動予測によるルールの徹底と事故防止策が必要



静止状態と稼動時で状況の大きく異なる固定遊具では、特に、遊具本体の安全点検のみならず、幼児が遊ぶ姿を具体的に捉えて安全



対策を講じる必要がある。ブランコの場合、乗り方による事故や周囲の幼児の行動とのかかわりで発生する事故などがあることを考えて事故防止策を講じることが重要である。

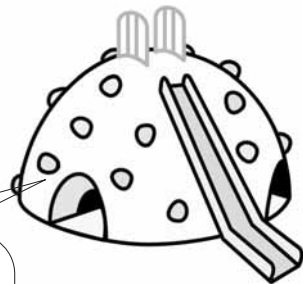
揺れているブランコの前後に他児が容易に入り込めない柵の工夫と待っている幼児の並び方の指導と落下、転倒時の衝撃緩和設備の工夫をする。

② すべり台……本体の形状に潜む危険の予測と遊び方による危険防止が必要

すべり台の形状は様々である。背丈の高いものもあれば、乳幼児用のものもある。築山の一部として設置されているようなものもある。すべり台の逆さのぼりを禁止することで安全が確保できるとは限らない。その形状に合わせたルールの徹底、安全対策の工夫が必要である。



服のフードやかばんが引っかかりやすい形状になっていないか。



落下を想定して着地面の安全や遊び方の注意を行なっているか。

(2) 教材教具の扱いと指導上の配慮

保育室の中には、様々な園具・遊具が配置されている。小学校以降の教室の条件とは異なり幼児教育施設には、幼児の遊びが充実するよう、ままごと遊びのコーナーや絵本のコーナー、製作コーナーなど設けられていることが多い。しかし、場所によっては幼児同士が若干窮屈な状況の中で活動をしている場面も見られる。そうした状況の中で、製作していた幼児がはさみを持ったまま、手を大きく動かして他児を傷つけてしまった例がある。友達を傷つけてしまった事故事例の中には故意でけがをさせたのではない場合が多い。幼児の遊びの場の作り方や教材教具の配置・準備の仕方などの視点から安全をチェックすることが幼児同士のけんかによる事故を未然に防ぐ重要な鍵となる。

① 安全な遊びの場のチェック

- それぞれの遊びの場における教材や教具の数は、それぞれの幼児の遊びが満足できるような数や量を目安に準備されているか。
- 製作遊びを楽しむスペースやままごと遊びを楽しむスペースなど、それぞれの遊びが安心して楽しめる場の確保ができているか。
- はさみ、セロテープカッターなど多少危険を伴うような教材を幼児が使うとき、教師の位置は配慮されているか。

② 安全な教材・教具の扱い方のチェック

- 教材教具の扱い方については、年間指導計画に基づいて各年齢にふさわしい時期にふさわしい体験ができるよう配慮されているか。
- はさみなど多少危険を伴うような教材の収納方法について、明確な指導がされているか。
- 一人ひとりの幼児の実態に応じて援助が十分に行なっていたか。

3 幼児の安全を確保するための環境改善

乳幼児の事故を検証していくと、瞬きができなかったために眼球を傷つけてしまった事例や平らな場所でつまずいて転んだときに手が出ずに大怪我をしてしまった事例など、基本的な運動能力の低下が懸念される例が年々増加していることが挙げられる。また、友達とのかかわりなどが希薄なために、相手の気持ちが理解できず、些細なことでトラブルを起こして怪我をさせてしまう例も多く見られる。これらの現象は、子どもを取り巻く社会の環境の変化に起因するところが大きく、住宅事情、家族構成などの課題が背景となっている場合も多いため、簡単に解決されるものではないと思われる。しかし、子どもの安全を考えると、今、起きている事故を最小限に留めるための早急の対策も必要である。乳幼児が生活している施設の実態を評価し、今、できることに着目し施設・設備等の改善具体策を講じることが重要である。

<施設環境改善のポイント>

① 施設の段差を減らす

昇降口、保育室の出入り口、遊戯室の出入り口など幼児が頻繁に出入りする場所において

はできるだけ段差を解消する。

② 出合いがしらの衝突を招く動線を解消する

過去の事故事例を検証し、施設の事情によって人の動線に無理が生じる場合には、施設の改善を行なう必要がある。早急の対策が困難な場合には、応急的対策として、走ってくる幼児が走りにくくなるように花鉢を置くなどの工夫も効果がある。

③ 幼児の行動の死角を減らす

職員会議の場で、定期的に備品等施設設備の配置について見直しを図り、幼児の行動に死角ができていないかを確認し、できるだけ死角を減らすよう改善する。

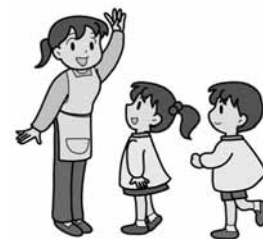
4 新たな保育ニーズに対応した安全管理の在り方

今年度の事故事例の中に、延長保育を受けていて、母親の迎えが後れたために砂場で一人で遊んでいた4歳児が、木から落ちて頭を切る事故を起こしたという報告がある。近年、預かり保育や延長保育を実施している保育所、幼稚園は数多く見られる。預かり保育や延長保育は保護者の大きな期待を受けて園がそれぞれの裁量でできる範囲で行なっている場合が多い。そのため、人的配置等で苦慮しながら実施している園も想像できる。本来、未発達な乳幼児の生活する施設では、何より十分な教職員の目による安全管理が必要であるが、多様な実務を同時に抱える教職員にすべての責任を求めることは困難であるとも考えられる。

預かり保育や延長保育を実施している園では、特に安全管理を図るための創意工夫が必要になる。

<預かり保育、延長保育実施時の安全管理のポイント>

- ① 担当教員が交代するようときの幼児所在確認は、名簿等、明確な資料に基づき確実に実施し、思い違いをしないよう十分配慮する。
- ② 保護者の様々な事情によって止む無く、予定された時間を上回って預かる事情ができた場合は、教職員が情報を共有できるよう工夫し、交代で幼児の保育が実施できるようにする。
- ③ 長時間、園にいることにより幼児の疲労感も募ることを配慮し、遊びの内容、遊びの場がより安全なものとなるよう、教師が具体的に援助することを怠らない。
- ④ 長時間、園にいることにより幼児の疲労感も募ることを配慮し、幼児が生活する環境に潤いが持てるよう設備を整える。



～見えにくい危険を察知するために～

幼児は思いもかけない場所や想像しにくい状況の中で怪我をする場合がある。見えにくい危険箇所、見えにくい危険誘発状況があることを教師は常に意識していることが重要である。

＜安全にかかわる教師の心構え＞

- 幼児の身の回りには、見えにくい危険があることを常に意識する。
- 安全確認は、教師の都合にあわせて行わず、幼児の動きに合わせて、こまめに行う。
- 一人一人の幼児の性格や行動特性を熟知し、本当に必要なときに必要な援助が出来るようにする。
- 園舎内外に幼児の遊ぶ場の死角を作らないために、幼児の遊び方の予測と教師間の連携行動の確認を怠らない。